

日台漁業協定締結に関する意見書

政府は、去る４月10日に尖閣諸島周辺水域を対象とする日台漁業協定を台湾と締結した。

尖閣諸島周辺水域は糸満漁業協同組合所属漁業者を始め、沖縄県のマグロ漁業や底魚一本釣り漁業にとって重要な漁場であることから沖縄県並びに沖縄県漁業関係団体等は、日台漁業協定締結の協議においては、沖縄県漁業者の意向を十分に配慮すること並びに漁業水域の設定に当たっては、日本側の主張する排他的経済水域の地理的中間線を基本として協議することを国に対し強く求めてきたところである。

しかしながら、今回の日台漁業協定は、平成９年に締結された日中漁業協定と同じく、地元に対して何ら説明がないまま地元の頭越しに締結され、また、その内容は、台湾が主張する暫定執法線よりも広い水域での漁船操業を容認するなど、台湾側に大幅に譲歩したものであり、好漁場の縮小・競合が余儀なくされ、糸満漁業協同組合所属漁業者を始め、沖縄県漁業者にとって不利なものとなることは明白である。

このことは、漁業者の安全操業と生活に大きな影響を及ぼすものであり、今回の日台漁業協定締結は極めて遺憾であり到底許されるものではない。

よって本市議会は、本市漁業者並びに沖縄県漁業者の意向に配慮することなく締結された日中漁業協定及び日台漁業協定に強く抗議するとともに、その見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年５月７日

糸 満 市 議 会

あて先：内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
水産庁長官